

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどりの里福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条に基づき理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

(1) 役員等報酬

(2) 役員等旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員等報酬)

第4条 役員等報酬は、役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

2 監事及び理事長が監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

(役員等報酬の支払)

第5条 役員等報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 役員等が理事会のために出席した場合は、役員等の住所地に応じ下記の表の区分により交通費を支給する。ただし、役員等の住所地と施設との距離が半径4km以内の場合はこれを支給しない。

2 監事及び理事長が監査のために出席した場合も第1項のとおりとする。

区 分	手 当
うるま市	200円
沖縄市、嘉手納町、読谷村、 金武町、恩納村	300円
浦添市、与那原町、西原町、 中城村、宜野湾市、北谷町、 北中城村、宜野座村	500円
那覇市、南城市、八重瀬町、 糸満市、豊見城市、南風原町、 名護市、本部町、今帰仁村、 大宜味村、東村、国頭村	1,000円

(適用除外事項)

第7条 施設の職員を兼務する場合は、この規程を適用しない。

付 則

この規程は、法人設立の日（平成24年3月30日）から施行する。

平成26年3月19日改訂

平成28年5月20日改訂

平成29年4月1日改訂